

## 屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年12月26日(月) 午前9時30分から
2. 開催場所 役場尾之間支所 3階 第3委員会室

### 3. 出席委員 (17人)

|    |     |        |   |
|----|-----|--------|---|
| 会長 | 1番  | 鎌田 秀久  | 君 |
| 委員 | 2番  | 牧 潤三   | 君 |
|    | 3番  | 田中 武浩  | 君 |
|    | 4番  | 渡邊 みな子 | 君 |
|    | 6番  | 岩川 原造  | 君 |
|    | 7番  | 大角 利夫  | 君 |
|    | 8番  | 安藤 清浩  | 君 |
|    | 9番  | 日高 清明  | 君 |
|    | 10番 | 笹原 綾乃  | 君 |
|    | 12番 | 牧 優作郎  | 君 |
|    | 13番 | 岩川 孝行  | 君 |
|    | 14番 | 亀割 義一  | 君 |
|    | 15番 | 備 邦雄   | 君 |
|    | 17番 | 西橋 豊啓  | 君 |
|    | 18番 | 神宮司 守昭 | 君 |
|    | 19番 | 中島 則雄  | 君 |
|    | 20番 | 内田 政人  | 君 |

### 4. 欠席委員 (2人)

|     |     |       |   |
|-----|-----|-------|---|
| 欠席者 | 5番  | 白川 満秀 | 君 |
|     | 16番 | 平田 耕作 | 君 |

### 5. 議事日程

#### 第1 会議録署名委員の指名

- 第2 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 報告第 9号 農地法第3条の許可指令書の取消し願いについて
- 議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第40号 農用地利用集積計画について
- 議案第41号 非農地証明願について
- 議案第42号 農地賃借料情報の提供について
- 議案第43号 屋久島町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規程の制定について

### 6. 農業委員会事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 日高 望  |
| 係長   | 川東 卓磨 |
| 主事   | 日高 啓太 |
| 相談員  | 西田 博隆 |

7, 概要  
事務局長

おはようございます。本日は白川委員と平田委員が欠席となっております。

ただ今より平成 28 年度第 9 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 12 番委員の牧優作郎委員にお願い致します。

憲章朗唱 (12 番委員)

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

みなさんおはようございます。

今年も残すところわずかになってきましたが、果樹農家におかれましてはポンカン等の収穫で大変忙しい時期だと思っております。今年も例年になく厳しい環境が続いていると聞いております。農家の業績にも大きく影響が出てくるんじゃないかと思っております。

12月1日に全国の農業委員会の代表者委員会に初めて出席をいたしました。その折に森山先生のところで意見交換をする時間がございまして、『どうしても中山間地域ではシカ・サル・イノシシ等の被害対策で、他の平地とは条件が違う。』というお話がございました。さらに鹿児島県は相続未登記農地が平均で4割と言われております。国は長期担い手目標を8割とあげておりますけれども、『鹿児島県は安定的な担い手は、どう頑張っても6割しかいかないよね。』というお話でした。

そういうところの支援を強化するために予算をどう獲得するか。農業委員会関係の29年度予算、あるいは新体制の確実な実施のために予算をつけてくださいという旨の働きかけをする場でした。

そこで基本になるのは直接支払いを有効に活用して自分たちの地域を維持しようという意気込みを持ってほしいということで、先生方もそのために尽力しているというお話でした。

本日の議事は新体制に向けての規則の制定等もございまして。皆さんの積極的なご意見をお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を4番委員・6番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第8号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第8号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について、次のとおり合意解約の通知があったので報告いたします。

整理番号10番。権利の種類：使用貸借権。契約内容：農地法第3条。貸借人：借人■■■■■さん、貸人■■■■■さん。土地の所在：■■■■■、田、■■■■■m<sup>2</sup>。貸借期間：平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日・貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日・土地の引き渡し時期が平成28年12月5日です。以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さん方から何かございますか。

(「ありません。」の声あり)

それではこのようにご承知ください。

続きまして報告第9号について事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第9号。農地法第3条の許可指令書の取消しについて次のとおり

事務局長

許可指令書の取消し願いがあったので報告いたします。

整理番号4番。申請人：譲受人（                    さん、譲渡人                    さん。土地の所在：                    、畑、                    m<sup>2</sup>。利用状況：畑。第2種農地。事由：『譲受人に売買の意思がないことが判明したため。』ということです。以上です。

会長

報告案件でございますが、皆さん方から何かございますか。

（「ありません。」の声あり）

それではこのようにご理解ください。

続きまして議案第37号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第37号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号39番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人                    さん（          歳）、譲渡人                    さん（          歳）。土地の所在：                    、他4筆。地目：すべて畑。5筆の合計面積：                    m<sup>2</sup>。すべて農用地区域内。利用状況：すべて畑。営農計画及び耕作期間：野菜・果樹が1月から12月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況といたしまして経営面積：0、経験年数：申請人が2年、農機具等の保有状況：軽トラック・1、草刈機・1です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。以上です。

会長

整理番号39番について担当委員のご説明をお願いいたします。

○番（農業委員）

場所の説明をいたしますので11ページをご覧ください。                    の下の方に5筆あります。利用状況が畑ですけれども、現状は荒れております。

譲渡人は旦那さんが亡くなられて、自分でも作業は出来ませんので農地を手放しております。今回のお話も喜んでおられました。譲受人は          の方で面識はありませんが、電話で話をさせていただきました。Iターンの方で25歳から屋久島にいます。28歳から29歳までオーストラリアにワーキングホリデーということで、ブドウの収穫等の経験があるそうです。申請地にはグァバなどの果樹を植えたいと。ハウスも作りたいというお話でした。機械類は今のところ軽トラックと草刈機しかないんですけども、必要があれば管理センターを利用したいということです。労働力につきましては本人ですが、ここも管理センターにお願いするという事です。技術につきましては先ほど説明しましたブドウと          で米栽培の経験があるということです。          からですので大変だろうと思いますが、本人は「大丈夫です。」と言っておりました。将来的には          に山林を買ったようで家を建てる予定だそうです。やる気もあるようでしたので、問題ないと思います。以上です。

○番（農業委員）

          なんですけど私も面識がなくて、公民館主事に話を聞きましたが「ここには住んでいないようだ。」と言っていました。「引っ越しをした感じでもないんだけど。現在どこに住んでいるかはわからない。」ということでした。

○番（農業委員）

譲渡人も高齢で作業もできませんし後継者もないようですし、          からということですけども          に来るとい計画もあるようですので、認めないというわけにもいかないのかなと思います。

会長

他にご意見ございませんか。

会長

(「ありません。」の声あり)

整理番号 39 番について許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 39 番は申請を許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 40 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 40 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：貸借権。申請人：借人 [ ] さん ( [ ] 歳)、貸人 ( [ ] [ ] さん ( [ ] 歳)。土地の所在： [ ]、畑、 [ ] m<sup>2</sup>。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：さつまいもが 3 月から 12 月、タンカンが 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の移転を受ける者の状況といたしまして経営面積：借地が [ ] m<sup>2</sup>、経験年数：申請人が 6 年、農機具等の保有状況：草刈機・1、管理機・1、チッパー・1。リースでトラクター・1です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。貸借期間：平成 29 年 1 月 5 日から平成 30 年 1 月 4 日までの 1 年間です。以上です。

会長

整理番号 40 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

申請地ですが集落からずーっと山手に行ったところなのですが、1 町歩近いタンカン畑です。貸人は [ ] ですが、会社勤めですので実際はお母さんが管理をしておりますけども、母親の介護で管理ができなくなっておりましたところ、 [ ] 君が [ ] に越してきて管理をお願いしたということです。貸借期間も 1 年ということですが、短く設定して更新していくということでした。

機械類も貸人が持っていますので、借りて作業するんだろうと思っております。

貸人にしましても荒れるよりは、ということですので地元としましては問題ないと思っております。以上です。

会長

整理番号 40 番について皆さん方からご意見ございませんか。

○番 (農 業 委 員)

契約期間が 1 年ということですが、1 年やってみて来年また契約期間を延ばして申請してくるのかなと思います。

○番 (農 業 委 員)

そうですね。最初から 10 年、15 年やって何かトラブルがあったら困るので、私の方からアドバイスとして最初は短くした方が良いと提案しました。

○番 (農 業 委 員)

それでは異議ありません。

会長

整理番号 40 番について許可することにご異議ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 40 番は申請を許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 41 番・42 番は関連がございますので一括で事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 41 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [ ] さん ( [ ] 歳)、譲渡人 [ ] さん ( [ ] 歳)。土地の所在： [ ]、他 1 筆。地目：畑。2 筆の合計面積： [ ] m<sup>2</sup>。2 筆とも農用地区域内です。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：タンカンが 1 月から 12 月。事由：新規就農。

事務局長

権利の移転を受ける者の状況といたしまして、経営面積：0、申請人の経験年数：16年、農機具等の保有状況：軽トラック・2、草刈機・4、動噴・1です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 42 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人 [ ] さん（ [ ] 歳）、貸人 [ ] さん（ [ ] 歳）。土地の所在： [ ]、畑、 [ ] m<sup>2</sup>。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号 41 番と同じですので省略させていただきます。

貸借期間：平成 29 年 2 月 1 日から平成 34 年 1 月 31 日までの 5 年間で。以上です。

会長

整理番号 41 番・42 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は [ ] で長いこと勤めているんですけどお父さんが [ ] 亡くなられて、ミカンの手伝いはしてきておりました。

今回は [ ] さんから相談されて、 [ ] もすぐに「買う。」ということで話が進んでおります。

貸借の 1 筆ですが、お父さんが亡くなられてすぐにお母さんに名義変更しているんですが、 [ ] さんと [ ] m<sup>2</sup>ないということで兄弟で話をしたということです。

今まで手伝いはしていたんですが、今回管理センターを頼んで摘花して収穫したら、「自分のところでもこんなに大きな実がなるんだ。」と驚いておりました。勤めているので従事日数が足りないとは思いますが、休みの時は頑張っておりますし管理センターを利用しながらやっていくということでした。

地元としてはやる気のある方にやってもらえたら助かりますので、何ら問題ありません。

会長

整理番号 41 番・42 番について皆さん方からご質問などございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 41 番・42 番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 41 番・42 番は申請を許可することに決定いたします。

続きまして整理番号 43 番です。事務局の説明をお願いします。

事務局長

整理番号 43 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [ ] さん（ [ ] 歳）、譲渡人 [ ] さん（ [ ] 歳）。土地の所在： [ ]、他 1 筆。地目：畑。2 筆の合計面積： [ ] m<sup>2</sup>。2 筆とも農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：牧草地として 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況：経営面積・所有面積が [ ] m<sup>2</sup>、申請人の経験年数：20 年。農機具等の保有状況：耕耘機・1、草払機・1、チェーンソー・1、トラクター・1です。 [ ] に牛を 9 頭、 [ ] に牛を 6 頭飼育しております。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

○番（農業委員）

譲渡人は農業はしておりませんし、息子さんも [ ] におられます。

|          |   |
|----------|---|
| ○番（農業委員） | <p>譲受人は■■■■と■■■■で牛を飼っております。■■■■に息子さんがおられて一緒にしております。</p> <p>20 ページの航空写真をお願いします。先月の総会で左側の申請地の上方に牛舎をつくるということで農振除外しております。</p> <p>地元からしたら遊休地の解消になりますので問題ないと思っております。 以上です。</p>  |
| ○番（農業委員） | <p>■■■■さんは高齢ですが元気な方です。種子島の競り市にも行っておりますし、息子さんもおります。遊ばせているより活用してもらった方が良いでしょうね。</p>  |
| 会長       | <p>整理番号 43 番について申請を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 43 番は申請を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして 21 ページ。議案第 38 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局長     | <p>議案第 38 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。</p> <p>整理番号 4 番。申請人：■■■■さん。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。利用状況：休耕地。第 2 種農地・都市計画区域内。事由：『亡き長男の自宅に長男の嫁と同居しているので申請地に自宅を建築し入居するため。』ということです。転用目的及び工事計画：住宅の建築面積が■■■■㎡。駐車場の所要面積が■■■■㎡、通路・その他の所要面積が■■■■㎡、緩衝地等が■■■■㎡です。</p> |
| ○番（農業委員） | <p>26 ページの航空写真をお願いします。■■■■の上の方ですが、周辺は宅地化が進んでおられて問題ないと思っておるんですが、20 日に現地を見に行きましたところ、砂利が敷き込んで整地しておりました。事前着工ですね。皆様のご意見をお聞きしたいと考えています。 以上です。</p>   |
| 会長       | <p>整理番号 4 番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。</p>  |
| ○番（農業委員） | <p>申請人は何歳ですか。</p>   |
| ○番（農業委員） | <p>■■■■歳は過ぎていると思います。</p>  |
| ○番（農業委員） | <p>地元委員の説明の中では問題なく認めても良い案件なんでしょうけど、事前着工をしてしまっているということで、やはり始末書をつけて認めるのが良いんじゃないかと思います。</p>  |
| 会長       | <p>申請書を出す時点ではわかっていなかったんですか。</p>   |
| 事務局      | <p>申請書があがってきた時点で始末書はついていませんでした。</p>   |
| ○番（農業委員） | <p>このようなことは今後も出てくると思います。役場に書類を出したからやるぞ。ということがですね。やっぱり申請が上がってきた時には事務局の方からも言ってもらった方がいいと思います。</p>  |
| 会長       | <p>では、始末書の方は様式を持って行って出してもらおうことにしましょうか。</p> <p>（「異議ありません。」の声あり）</p>  |

|          |   |
|----------|---|
| 会長       | <p>整理番号4番については申請に同意することにご異議ございませんか。<br/> (「はい。」の声あり)<br/> 整理番号4番は申請に同意することに決定いたします。</p> <p>続きまして27ページ。議案第39号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局長     | <p>議案第39号。農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。<br/> 整理番号17番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。<br/> 申請人：借人■■■■■さん、貸人■■■■■さん。<br/> 土地の所在：■■■■■、他1筆。地目：畑。2筆の合計面積：■■■■■㎡。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域内です。事由：『アパートを経営するため場所を探していたところ、父の所有する土地を借りることになり申請地にアパートを建築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：アパートの建築面積が■■■■■㎡、通路の所要面積が■■■■■㎡、駐車場の所要面積が■■■■■㎡、緩衝地等が■■■■■㎡、所要面積の合計が■■■■■㎡となっています。<br/> 備考にありますように、山林3筆と一体利用する計画となっております。以上です。</p> |
| 会長       | <p>整理番号17番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>  |
| ○番(農業委員) | <p>場所は■■■■■の上の■■■■■のすぐ上です。農地として利用できる場所ではないですけど、事前着工になっています。裏は山ですし住宅化も進んでいますので、しょうがないと思います。以上です。</p>   |
| 会長       | <p>整理番号17番について皆さん方からご質問、ご意見等いかがですか。</p>   |
| ○番(農業委員) | <p>事前着工ということですが、始末書がついてないですけども。</p>   |
| 事務局      | <p>整地のみですので畑として利用できる状況では、憲法上は必要がないということです。</p>  |
| 会長       | <p>整地だけという作業、それが住宅を作る目的の作業であったとしても農業委員会から指摘をすると、「整地しているだけですよ。」と言われてそれ以上は何も言えないわけですね。<br/> そういうことで整地だけではやむを得ないということですね。</p>  |
| ○番(農業委員) | <p>一体利用という事ですが、あとは何に使うんですか。</p>   |
| 会長       | <p>一体利用というのは基本的にこの申請の計画が隣接地にまたがる関係で一体利用という言葉を使います。<br/> 申請地だけのおさまらないので隣の地番まではみ出すけども、そこは農地ではない場合に一体利用という言葉を使って計画を出します。</p>   |
| ○番(農業委員) | <p>契約書の中に『使用貸借権』となっていますけども、この場合は年数は記載しなくていいんですか。<br/> これは永久的にということですか。</p>  |
| 事務局      | <p>そうですね。永久的な契約ということです。</p>   |
| 会長       | <p>それでは整理番号17番について計同意することにご異議ございませんか。</p>   |

会長

(「はい。」の声あり)

整理番号 17 番は同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 18 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 18 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [ ]、譲渡人 [ ] さん。土地の所在： [ ]、畑、 [ ] m<sup>2</sup>。利用状況：休耕地。農用地区域内・第 1 種農地です。事由：『 [ ] で畜産業を営んでおり、競り市のある種子島との中継所として申請地を利用したいため。』ということです。転用目的及び事業計画：作業所の建築面積が [ ] m<sup>2</sup>、牛舎の建築面積が [ ] m<sup>2</sup>。始末書付き案件でございます。

会長

整理番号 18 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

34 ページに計画書がありますのでご覧ください。一番手前に水路があって、牛舎を建てるという計画です。現地調査に行った時には更地だったんですが、そのあとに顔を出したら水系を引いてバラスを敷き込んだ状態です。

場所は 38 ページをお願いします。3 条申請があった場所の上の上の土地です。譲渡人は [ ] ですので畑はいらないということで、売買契約です。

ちょっと僕が気になったところがあって、前は個人で申請したんですが、今回は会社で申請しています。あと、買う頭数によって変更があるような話をされていたんですが。事務局でそこら辺がわかれば教えてもらいたいです。

会長

農林水産課の担当にきていただいておりますので、説明をお願いします。

農林水産課

畜産係りの [ ] です。今回、 [ ] で飼っている牛を種子島の競りに出すための中継地点として利用したいということです。出産牛をこちらに連れてきて出産させて。という考えだということです。

その中で頭数ではなくて総面積で 200 m<sup>2</sup>を超える時には保健所に届け出が必要なんです、それ以内であれば届出等必要ありませんので何か支障があるということではありません。

頭数に関しては適正という判断でして、何頭に対して何 m<sup>2</sup> という規定はありません。

ただ、200 m<sup>2</sup>であれば十数頭くらいですね。

会長

整理番号 18 番について皆さん方のご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。

○番（農業委員）

地元委員からもありましたけど、3 条申請では個人名なんですよね。この申請は [ ] ということですが、そこら辺の関係性を見た時に同一申請人である必要はないのか、問題ないのかお聞きしたいんですが。

○番（農業委員）

僕が [ ] さんに聞いたところ、『定款書がいるということ司法書士に言われたんだけど、3 連休で間に合わなかったけども、今準備している。』という話でした。

○番（農業委員）

それはいいんだけども、農業委員会の申請の仕方に問題はないのかということなんです。



会長

担当委員からのご説明とおり、法人が違う業種に進出する時、この場合は■■■■から畜産業に進出するわけですが、県で審査する時にその会社の定款の中に畜産業が明記されているかが判断の重要なポイントになります。

ですから私も事務局に確認するようにしましたところ、定款の中に畜産業が明記されているという答えでした。

事務局

補足いたします。

3条では個人名、5条では法人名ということで事務局も気になりましたので司法書士の■■■さんが代理人ですので確認しましたら、「■■■さんが個人で牧場を作って法人に売る」という計画だということですので、関係性について問題は無いということでした。

先月、農用地用途区分の変更をしているんですけど、こちら個人名で申請されています。今回は法人名で申請されていますのでそこら辺の関係を熊毛支庁の担当に「前回の用途区分変更も法人名にしなくていいの。」ということを確認しましたら、「関連がありますのでそこまでは求めません。」ということでした。

○番（農業委員）

そのようなことであれば異議はありません。

○番（農業委員）

■■■の真ん中にできるわけで、保健所は問題ないということでしたが、作った後に住民とトラブルになるとかハエや匂い、そういう問題があった時には、「被害防除に関する誓約書」が出ていますけども実際■■■の方はこういう計画を知っているんですか。

○番（農業委員）

フンについては、購入した畑に持って行って牧草地の肥料として使うということでした。

1点気になるのが、■■■は盆地になっていまして風向きによっては近隣の町営住宅に流れて「匂いがする。」という苦情があったと聞いております。

それと汚水が川に流れるとよくないということで、トータル1千万円ほどかけて浄化槽を設置する考えでいるようです。

匂いについての問題がちょっと残る感じです。

○番（農業委員）

■■■は■■■の名産地です。生の■■■よね。住民が知らなかったということになれば、行政の方に苦情がくると思うんですね。

作るなということとは出来ないとは思いますが。

○番（農業委員）

最初に話が上がってきた時には■■■の目の前で、草払いなんかをやっていたんですけど、住民から「何をするの。」と聞かれて説明した時に「それはまずいんじゃないか。観光客が■■■にも来るし。」ということでしたので、本人に話しましたところ計画地を変更したところ。距離も離れておりますので■■■に影響はないと考えています。

会長

そこら辺は36ページに誓約書ということで提出されております。私の方でも農業委員会としてどういう対応が可能かなど、県の担当者にも相談をしました。

今話しに出ました町営住宅でも、十分な距離ですよというお話でした。

それから匂いの問題は環境や衛生上の問題でございまして、保健所の管轄下になるそうです。

今の段階は申請中ですので許可が出ておりません。許可が出る前の着工について、国はすべて農地法違反で上げなさいと言うんですが、私どもの許可権限は県ですので県の取り扱いとして「一応農業委員会の指導

会長

に従って申請をあげておりますのでそれ以上踏み込んだ対処、いわゆる農地転用違反で国にはあげておりません。

仮にあげてしまうと、代執行ということで本人が指示に従わないから国が代わって更地に戻すという方向になります。

が、申請があがっておれば代執行になる前に申請に許可があります。」というお話でした。これをこのまま同意すれば来月には許可がありますが、代執行までいきますと数か月を要します。

事務局としてはそこまでの確認はしております。

○番（農業委員）

匂いに関して住民が苦情を上げた場合は保健所が受け皿になるということですか。

会長

そうですね。実際に匂いがしてから対処するという方向です。前もっては「匂いがするだろうから。」ということで認めないことはできないということです。

他にございませんか。

（「ありません。」の声あり）

皆様のご意見もさまざまなんです、整理番号 18 番についてやむを得ず同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号 18 番は申請に同意することに決定いたします。

議案第 40 号。農用地利用集積計画について整理番号 9 番・10 番は借人が同一ですので一括で事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 40 号。農用地利用集積計画について農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号 9 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人 [ ] さん、貸人 [ ] さん。土地の所在： [ ]、田、 [ ] m<sup>2</sup>、農用地区域内。内容：水稻。契約期間：平成 29 年 1 月 1 日から平成 38 年 12 月 31 日の 10 年間。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：水稻・ぼんかん・パッションフルーツ。経営面積：所有地が [ ] m<sup>2</sup>、借地が [ ] m<sup>2</sup>、合計で [ ] m<sup>2</sup>。従事日数：250 日。農機具等の保有状況：コンバイン・1、トラクター・1、軽トラ・1、管理機・1、動噴・2、刈払機・2 です。

整理番号 10 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人 [ ] さん、貸人 [ ] さん。土地の所在： [ ]、田、 [ ] m<sup>2</sup>、農用地区域内。内容：水稻。契約期間：平成 29 年 1 月 1 日から平成 38 年 12 月 31 日までの 10 年間。以下は整理番号 9 番と同じですので省略いたします。

会長

整理番号 9 番・10 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

場所については 42 ページをご覧ください。左の方が整理番号 9 番、右の方が整理番号 10 番です。

借人は [ ] 地区の担い手です。面積的には少ないですがコンバインも持っておりまして、近隣の方の手伝っております。10 番については以前借りていた方が亡くなりまして借人が管理するという事です。何ら問題はありませぬ。

会長

整理番号 9 番・10 番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。

会長

(「ありません。」の声あり)

整理番号9番・10番について計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号9番・10番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号11番の説明をお願いします。

事務局長

整理番号11番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：賃貸借権。申請人：借人■■■■さん、貸人■■■■さん。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡、農用地区域内。内容：バレイショ。契約期間：平成29年1月1日から平成31年12月31日までの3年間。借料：年間■■■■円。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況といたしまして、主な経営作物：バレイショ・甘藷・里芋・ウコン。経営面積：所有面積が■■■■㎡、借地が■■■■㎡、合計■■■■㎡。従事日数：300日。農機具等の保有状況：トラクター・5、軽トラ・2、動噴・1です。

会長

整理番号11番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

44ページの航空図をお願いします。貸人は■■■■の方なんですけど奥さんの土地を所有しておりますが■■■■の土地改良をしたところについては、ほとんど■■■■さんに貸しております。

借人は有機栽培のために2年ほど畑を寝かせますので、大きな面積が必要だということです。問題ないと思います。以上です。

会長

整理番号11番について皆さん方からご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号11番は計画を認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号11番は計画を認めることに決定いたします。

事務局長

議案第41号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

議案第41号。非農地証明願いについて次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号16番。申請人：■■■■さん。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。第2種農地。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『30年以上前に砂利・石等を敷き込んでおり、15・6年前にも公共事業で出た廃土を入れた結果今の状態になっており、畑として到底利用できる状態ではない。』ということです。

46ページをお開け下さい。12月16日に担当委員、事務局と現地調査をしております。

申請地は砂利等が敷き込んでおり農地に復元するには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと判断しております。

会長

整理番号16番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番(農業委員)

現地は■■■■を真上に上っていくところです。申請人は今は■■■■に住んでおられますけども、お父さん、お母さんが亡くなられて相続で引き継いでおります。旦那さんも亡くなられておまして、申請地に小さな家を造って■■■■に帰ってきたいというお話です。

現地調査に行きましたが、現地の状態をみましても畑にするのは難しいだろうと判断しております。

会長

整理番号 16 番について皆さん方からご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 16 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 16 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 17 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 17 番。申請人：[ ] さん、代理人：[ ] さん。土地の所在：[ ]、他 1 筆。地目：畑。2 筆の合計面積：[ ] m<sup>2</sup>。第 2 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『平成 8 年 3 月より屋久杉の原木を乾燥させるため、雨が当たらないように木造工作物を設置し、周辺についても一部山林、砂利を敷き込んだ状態になってしまい、現在にいたる。』ということです。

申請地は 20 年以上前に建設した倉庫等と砂利の敷き込みにより住宅化・雑種地化している状況で、農地に復元するには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと判断しております。

会長

整理番号 17 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

担当委員が欠席ですので私の方から説明をいたします。

50 ページです。[ ] の脇の道を降りていくと、[ ] ・ [ ] に通じます。申請人は [ ] の社長で、ユンボを 4 ・ 5 台保有しております。現場は重機・資材・トラック等がありますのでやむを得ないと考えます。

会長

整理番号 17 番について皆さん方のご意見を伺います。いかがでしょう。

(「やむを得ないと思います。」の声あり)

やむを得ないという声でございますが整理番号 17 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 17 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして 52 ページです。議案第 42 号。農地賃借料情報の提供について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 42 号。農地賃借料情報の提供について、農地法第 52 条の規定に基づく農地の貸借借情報を別紙のとおり調整したので町ホームページ等に掲載し農家に情報提供することについて議決を求める。平成 28 年 12 月 26 日提出 屋久島町農業委員会 会長 鎌田秀久。

このことについて農地法が一部改正されました。

『(情報の提供) 第 52 条 農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、貸借等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。』というものになっております。

53 ページにホームページに載せる内容がありますのでお目通しください。以上です。

会長

農地の現実的情報を示すものであります。このことについて皆さん方からご質問やご意見等ございませんか。いかがでしょう。

(「ありません。」の声あり)

|             |  |
|-------------|--|
| 会長          | <p>このように情報提供することにご異議ございませんか。<br/> （「はい。」の声あり）<br/> このように決定をいたします。</p> <p>続きまして議案第 43 号。屋久島町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定について、事務局から説明をお願いします。</p>  |
| 事務局長        | <p>議案第 43 号。屋久島町農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則の制定について、別紙のとおり制定したので議決を求めます。</p>  |
| 会長          | <p>今まで皆さんにお伝えしていたように、農業委員は町長が選ぶ、推進委員は農業委員会が選ぶということでございまして、最後のページに『農業委員の任命及び農地利用最適化推進委員委嘱までのスケジュール』を示してございます。</p> <p>早速ですが年が明けて 2 月から 3 月にかけて農業委員、推進委員の募集が行われます。そのあと農業委員は町長部局で選考され任命されますが、推進委員の方は、農業委員会が決定をいたします。推進委員は新しい農業委員が任命された後の総会での決議になるかと思っております。</p> <p>農業委員は町内のすべての案件に意見を述べる権限をっておりますが、推進委員は担当区域での案件のみに意見を述べることができます。どちらにしても最大の業務は担い手に農地を集積すること。それが農地の最適化というふうに表現されています。</p> <p>この案件について皆さんの方で気になることなどございませんか。</p> |
| ○番（農 業 委 員） | <p>56 ページ、3 番の 2 行目ですけど、「推薦、募集期間の中間及び期間終了後、遅滞なく公表。」とありますけども、募集の状況を公表するということですか。</p>  |
| 会長          | <p>これは募集をした後の中間地点で公簿状況はどうだという事を公表することになっております。</p>   |
| ○番（農 業 委 員） | <p>それは何名とか、個人名とか、そういう情報ですか。</p>  |
| 事務局         | <p>個人名で公表となっております。</p>   |
| 会長          | <p>中間・満了時で公表することになっておりまして、もし定員に満たない場合は再募集をしなさいという事になっております。</p> <p>ですから農業委員会としても必ず定員以上に応募者が無いと。</p>  |
| ○番（農 業 委 員） | <p>新体制の農業委員会での選任という事になれば 7 月か 8 月。</p>   |
| 会長          | <p>これは私が想定している範囲内ですが、7 月 20 日から新体制が始まります。ですから 7 月 20 日に総会が予定されるであろうと思っておりますが、その時に会長・職務代理・地区担当、それから推進委員の議決が出てくるのではないかと考えています。</p>   |
| ○番（農 業 委 員） | <p>報酬的なものは。</p>  |
| 事務局         | <p>最後のページに参考資料として報酬が記載されていますが、※印で示してありますようにこれは基本給になります。</p> <p>毎年 12 月末の担い手さんへの土地の集積率、遊休農地の解消率の達成等に応じて、年度末に農地利用最適化交付金というものが交付されます。ただしこれは 12 月末の達成に応じて支給されますので、どれくら</p>   |

|          |  |
|----------|--|
| 事務局      | いかという目途がついておりません。本町の現状からみますと、かなり活動をしないと対象にならないかなと思われる数字ではあります。必ずしも無理だということでもございませんので、成果を上げれば報酬対象となります。   |
| 〇番（農業委員） | 任期は。   |
| 事務局      | 農業委員さんは3年ですが、推進委員は委嘱日からと考えています。  |
| 会長       | 農業委員さんと同じにすると事務局がばたつきますので、推進委員は8月1日の委嘱日からと。  |
| 事務局      | <p>補足をさせていただきます。55 ページをお願いします。定数が担当2名以内となっております、合計で10名以内。応募状況が少なくてもスタートしないといけませんので、担当区域が広範囲になっています。農業委員さんの場合は担当区域を区切って募集をしたらダメだと言われておりますので、屋久島町全体で14名という形になります。</p> <p>募集の資格ですが、推進委員は町内に住所を有する者、農業委員さんには住所要件がございませんので例え島外に居ても応募できます。したがって農業委員さんはいろんなところから応募されることが予想されますので農業委員さんの選考につきましては選考委員会を設置いたしまして、代表者1名、農業団体関係者2名、女性団体の関係者1名、認定農業者の関係者1名、その他から4名ということで町職員で副町長・総務課長・農林水産課長・農業委員会事務局職員で選考されます。</p> |
| 〇番（農業委員） | 推進委員と農業委員で合同の会があるわけですか。  |
| 事務局      | 毎月の総会には推進委員さんも参加してもらって、推進委員さんも意見を述べることができます。   |
| 〇番（農業委員） | 農業委員は町内全体からということですけども、偏った場合でも仕方ないと。  |
| 会長       | 公募する段階では区域を設けられませんから、実際実務に入ると今までのような形でお願いする以外ないのかなと思っております。  |
| 〇番（農業委員） | 推進委員の区域割ですが、4番の神山校区に小島が入っていますけど、5番の八幡・栗生に入れた方が都合が良いと思いますけども。   |
| 会長       | 事務局では問題ないという事ですので、そのように計らいます。  |
| 〇番（農業委員） | 農業委員の選挙という事ですが実際には町長の任命ということで、他の議会なんかとは違って農業委員は地区を優先した形でしてもらわないと。と思いますけどね。   |
| 会長       | <p>選考委員の方に局長と係長が入っておりますので、そこら辺の重要性も十分わかって判断されるだろうと思っております。</p> <p>他にご質問等ございませんか。</p> <p>（「ありません。」の声あり）</p> <p>それでは、このように規則を制定することにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>このように決定をいたします。</p>   |
| 事務局長     | <b>【行事予定説明】</b>  |

会長

以上をもちまして、第9回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（12時03分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

4番

6番

平成28年12月26日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久